

第 70 回 調達価格等算定委員会

日時 令和 3 年 10 月 4 日（月）13：00～15：00

場所 オンライン会議

1. 開会

○能村課長

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第 70 回調達価格等算定委員会を開催いたします。

皆さまにおかれましては、ご多忙にもかかわらずご出席いただきまして、ありがとうございます。

オンラインでの開催でございますので、事務的な留意点を 2 点申し上げます。

1 点目。委員の先生方におかれましては、この委員会中、ビデオをオフの状態でご審議いただきますようお願いいたします。また、ご発言のとき以外はマイクをミュートの状態にさせていただきますようお願いいたします。

2 点目。通信のトラブルが生じた際には、事前にお伝えしております事務局のメールアドレス、または電話番号にご連絡いただければと思います。改善が見られない場合は、電話にて音声をつなぐ形で進行させていただきます。

2. 議事

国内外の再生可能エネルギーの現状と今年度の調達価格等算定委員会の論点案

○能村課長

それでは、高村委員長に以後の議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○高村委員長

ありがとうございます。

それでは、第 70 回の調達価格等算定委員会ですけれども、お手元の議事次第に従って議事を進めていきたいと思っております。

まず事務局から配布資料の確認をお願いできますでしょうか。

○能村課長

事務局でございます。

インターネット中継でご覧の皆さまは、経産省のホームページにアップロードしておりますファイルをご覧ください。

本日の配布資料ですが、配布一覧にもありますとおり、議事次第、委員の名簿、そして資料 1 といたしまして、「国内外の再生可能エネルギーの現状と今年度の調達価格等算定委員

会の論点案」を用意しております。以上でございます。

○高村委員長

ありがとうございます。委員の皆さま、資料はお手元に調っておりますでしょうか。もし問題がございましたら、事務局にご連絡いただければと思います。

それではまず、議事の冒頭に本日 12 時より開催いたしました第 69 回調達価格等算定委員会について、ご説明をいたします。

この説明の位置付けについて、まず事務局から一言ご説明をお願いいたします。

○能村課長

事務局でございます。本日 12 時から非公開でございますけれども、第 69 回調達価格等算定委員会が開催されました。バイオマス第 4 回の入札の上限価格について意見の取りまとめをいただきました。今後、入札募集を開始いたします 10 月 18 日までに、この意見を尊重し、経済産業大臣が上限価格を決定することになります。

非公開の委員会につきましては、調達価格等算定委員会運営規程第 3 条および「調達価格等算定委員会の公開について」7. の規程に基づきまして、議事要旨を事後的に公開するとともに、委員長および委員長代理が次回の公開の委員会の冒頭に説明を行うとされてございます。これに基づきまして、今回の委員会の冒頭でご説明をいたします。

以上でございます。

○高村委員長

ありがとうございます。

それでは、非公開で行いました第 69 回の調達価格等算定委員会についてでございますけれども、バイオマスの第 4 回の入札の上限価格を決定し、委員会として意見の取りまとめをいたしました。

委員会を非公開とした趣旨に基づきまして、議論を行ったことのみ、ここではご説明を差し上げますけれども、決定に至った考え方も含め、その内容については今回の入札結果が公表されました後、11 月 5 日が予定だと思っておりますけれども、ご説明を申し上げたいと思えます。

ただし、本日の配布資料、それから議事要旨につきましては委員会の運営規程に基づいて、追って事務局から、しかし本日中に速やかに公表いたします。

私からの説明は以上でございます。委員長代理を務めていただいております秋元委員から補足がございましたら、お願いしたいと思います。秋元委員いかがでしょうか。

○秋元委員

どうもありがとうございます。秋元です。

今、高村委員長がご説明いただいたとおりでございますので、追加のコメントは私のほうからはございません。よろしくお願いいたします。

○高村委員長

ありがとうございます。

それでは早速ですけれども、本日の議事に入ってまいります。今回の委員会は、今年度の調達価格等算定委員会の論点についてご審議をいただきたいと考えております。

まず、資料の1について、事務局からご説明をお願いしますでしょうか。

○能村課長

事務局でございます。資料の1を開いていただいてもよろしいでしょうか。「国内外の再生可能エネルギーの現状と今年度の調達価格等算定委員会の論点案」という資料でございます。

まず、資料の構成でございますが、資料の1ページ目でございますけれども、大きく2本柱になってございます。1つ目のかたまりが、国内外の再生可能エネルギーの現状ということでデータを踏まえて、また、足元の政策動向について説明をさせていただきたいと思います。また、2つ目のかたまりが今年度の調達価格等算定委員会の論点案という形で、事務局から説明をさせていただきたいと思います。

それでは、説明をさせていただきます。まず、ページをめくっていただきまして、3ページ目をご覧ください。再生可能エネルギーの世界の動向でございます。年間約180GWのペースで引き続き増加をしているという状況でございます。

続きまして、資料の4ページ目をご覧ください。世界の動向が続きまして、再生可能エネルギーの発電比率でございます。各国それぞれ主要な再エネは異なるわけでございますが、日本におきましては太陽光がFIT導入以降、主力なものとして位置付けられる状況が続いているということでございます。

続きまして、資料の5ページ目をご覧ください。面積当たりの各国太陽光設備容量でございます。日本につきましては国土面積当たり、そして平地面積当たりいずれも主要国の中では最大となっております。平地面積につきまして、右側のグラフでございますけれども、2位のドイツの2倍以上ということでございます。

次のスライド、6ページ目をご覧ください。再生可能エネルギーのコストの状況です。世界におきます太陽光発電や風力発電につきましては、再エネコストが低減傾向にあるということでございます。下のグラフにつきましては、世界のLCOEと実際の落札価格の比較でございますが、太陽光・陸上風力いずれも落札価格の平均値がLCOEの水準よりも低いといった傾向が見て取れるという状況でございます。

続きまして、資料7ページ目をご覧ください。日本の動向でございます。再生可能エネルギーの導入状況でございますが、FITの創設以降、再生可能エネルギーの導入が進んでいるということでございます。2011年度の2.6%から、足元2019年度には10.3%に増加していると。また、水力を含めると、10.4%から足元では18.1%になっているという状況でございます。

資料の8ページ目をご覧ください。再生可能エネルギーの導入状況の各国との比較でございます。日本の再エネ導入量は世界第6位となっております。このうち太陽光発電が第3位といったことが左側の2つの資料から見て取れます。また、右側のグラフでございま

すが、この7年間を区切って見ますと約3倍ということで、日本の増加スピードが他の国と比較して非常に高い水準で推移しているという状況でございます。

次のスライド、9ページ目をご覧ください。日本の動向、現行ミックス実現への道のりということでございます。ここは太陽光のみご説明をしたいと思います。

現行ミックスにおきましては、6,400万kWという太陽光の目標になってございますが、足元導入水準は6,200万kWということになってございまして、現行ミックスに対する導入進捗率は約97%になってきているという状況でございます。

続きまして、資料の10ページ目をご覧ください。電源別のFIT認定量・導入量でございます。FIT制度以降の実際の運転を開始しました設備につきましては、約6,140万kWということでございます。一番下の右下のほうに書いてございますが、全てのFIT認定容量、9,820万kWのうち6,140万kWが運転を開始しているということで、実際の運転開始済みの割合といったものが約62%となっております。また、この運転を開始した設備の91%、また、FIT認定量の77%を太陽光が占めているという状況でございます。

続きまして、スライド11ページ目をご覧ください。FIT調達価格／FIP基準価格・入札上限価格でございます。まさにこの委員会でご議論いただいた結果が、こうした形で推移をしているというものでございます。引き続き価格低減と大量導入の2つの観点から、ご議論していただくというところでございます。

資料の12ページ目でございます。2022年度4月からFIP制度が導入されるということでございます。FIT／FIP・入札それぞれございますので、このような少し複雑な形になってございますけれども、こうしたところも今年度ご議論いただくということでございます。

資料の13ページ目でございます。FIT制度に伴う国民負担の状況ということでございます。2021年度の買取費用総額は3.8兆円。このうち、賦課金、国民負担になるところの賦課金でございますが、2.7兆円になっているという状況でございます。左側に買取総額の内訳がございまして、約7割が事業用太陽光となっているという状況でございます。

次のスライド、14ページ目でございます。再生可能エネルギーのコストの状況でございます。これは日本と世界とを比較したものでございますが、日本におきますコストにつきましては、低減してきているといったことは見て取れますけれども、依然として世界より高いと。また、足元では低減スピードもやや鈍ってきているといった傾向が見て取れるという状況でございます。

続きまして、各電源ごとの特徴でございます。スライドの15ページ目をご覧ください。太陽光につきましては先ほど申し述べましたが、導入量は6,160万kWになってきているという状況でございます。2021年度の買取価格でございますけれども、住宅用は19円／kWhと、事業用につきましては50kW以上250kW未満が11円／kWhなどでございますが、引き続き海外の買取価格に比べると高いといった状況でございます。事業用につきましては、250kW以上は、入札対象になっているという状況でございます。

続きまして、スライドの 16 ページ目、風力の関係でございます。風力発電につきましては、現行ミックスの 1,000 万 kW に対しまして、導入量が 450 万 kW という状況でございます。買取価格ですが、陸上風力発電が 18 円／kWh、2020 年度でございます。また、再エネ海域利用法適用外の着床式洋上風力については 32 円という形になって、これも 2021 年度の数字になっているという状況で、これも引き続き買取価格については海外と比べて高いという状況にあるということでございます。2021 年度からは陸上風力発電は入札制になっているということでございます。上限価格は 17 円／kWh となっております。

続きまして、17 ページ目、地熱でございます。現行エネルギーミックスは 140 万～155 万 kW の水準に達しまして、導入量は 61 万 kW という状況でございます。2021 年度の買取価格につきましては、15,000 kW 以上では 26 円／kWh、15,000 kW 未満では 40 円／kWh となっております。

続きまして、資料 18 ページ目でございます。中小水力発電でございます。現行エネルギーミックスでは、1,090 万～1,170 万 kW の水準でございますが、導入量は 980 万 kW となっております。買取価格につきましては、2021 年度でございますけれども、200 kW 以上 1,000 kW 未満では 29 円／kWh などございまして、引き続きこれも海外の買取価格に比べて高い水準にあるという状況でございます。

最後に、バイオマス発電でございます。現行ミックスでは、602 万～728 万 kW の水準に対しまして、導入量は 500 万 kW になっているという状況でございます。2021 年度の買取価格につきましては、一般木材 10,000 kW 未満でございますけれども、24 円／kWh になっているということでございます。なお、一般木材 10,000 kW 以上と、バイオマスの液体燃料全ての規模でございますけれども、2018 年度から入札制に移行しているという状況でございます。

続きまして、国内の政策動向につきましては、簡単にご説明をさせていただきたいと思えます。

スライドにつきましては、21 ページ目をご覧ください。再生可能エネルギー政策の全体像ということでございます。皆さまご案内のとおり、足元では第 6 次エネルギー基本計画（案）が上程されておまして、現在、パブリックコメントを実施中ということで、本日 10 月 4 日の 23 時 59 分までパブリックコメントを受け付けているという状況でございます。

一言でポイントを申し上げますと、S + 3 E を大前提に再エネの主力電源化を徹底するということが、再エネに最優先の原則で取り組むといったことが明記されているということでございます。その上で、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促していこうということでございます。具体的な課題、取り組みにつきましては、ここに掲げているようなことが大きな課題になってきているということでございます。

資料の 22 ページ目は割愛させていただきまして、資料の 23 ページ目をご覧ください。エネルギー基本計画案と同じく、エネルギーミックスの策定をしているということでございます。2030 年におきますエネルギー需給の見通しのポイントでございます。

これまでの現行の目標が左側のほうに書いてございますが、右側太字で書いてございますのが 2030 年ミックス、野心的な見通しというものでございます。電源構成のうち、再エネにつきましては、36～38%ということでございます。もちろん、これは 38%以上の高みをさらに目指していくといったことも含めて書いてございます。

再エネの内訳でございますけれども、太陽光が 14～16%、風力 5 %、地熱 1 %、水力 11%、バイオマス 5 %ということございまして、こうした水準については、先ほど申し上げましたが、水準はキャップではなく、今後現時点で想定できないような取り組みが進み、早期にこれらの水準に到達し、再生可能エネルギー導入量が増える場合には、さらなる高みを指すといったことがエネルギー基本計画上でも記載されているところでございます。

具体的な容量ベースにつきましては、次のスライドをご覧ください。24 ページ目でございます。

全体といたしましては、野心的なものを指すということで、合計といたしまして、3,360～3,530 億 kWh 程度の導入を目指すという形になってございます。下の表に描いてございますけれども、改訂されるミックスの水準でございますが、太陽光につきましては、例えば 103～117GW ということで、下の括弧の中に書いてございますのが kWh ベースでございますけれども、こうしたものがそれぞれ陸上、洋上という形で現行ミックスより非常に野心的な目標を設定しているというものでございます。

具体的な野心的な水準について補足を説明させていただきたいと思います。スライドの 25 ページ目でございます。まず、足元の各省の協力の中で施策強化による最大限の新規案件形成ということを見込むことで、まず 3,130 億 kWh の実現を目指すということにされております。その上で、もう一段の施策の強化ということに取り組むということで、240～410 億 kWh 程度の追加導入を見込むとしてございます。具体的な施策につきましては、下の表に描いているところでございます。

まず 1 つ目でございます。系統増強などを通じた風力の導入拡大ということで、陸上風力、洋上風力、いずれも導入量を目指すというものでございます。

また、②でございます。新築住宅への施策強化ということで、2030 年に新築住宅の 6 割に住宅太陽光の導入を促すという目標とするということなどを通じまして、太陽光についての上積みをしているというものでございます。

また、地熱、水力などにつきましては、現行ミックスをしっかりと実現していくといったことを改めて明確にしているものでございます。

加えまして、④番、⑤番と書いてございますけれども、今後、官民、そして地域が一体となって達成を目指していくというものでございます。1 つが地域共生型再エネ導入の推進ということで、環境省や農水省の取り組みを踏まえながら、実現を目指していくもの。そして、民間企業による自家消費促進ということで、最近、PPA モデルといったものも出てきておりますけれども、そうしたものをしっかりと促していくといったことで、民間企業の取り組みを含めた環境省の施策というものの実現によりまして、太陽光のさらなる目標を目

指していくといったものでございます。

こうした1～5番目の施策を通じまして、240～410 億kW程度の追加導入を見込んでいくというものでございます。こうした改訂されましたミックスを踏まえた実現への道のりといったものが、スライドの26ページ目をご覧くださいと思います。

先ほど、太陽光は現行ミックスとの関係では9割を超える進捗率でございましたが、現行ミックスから改訂されるミックスにいたしますと、ミックスに対する足元の導入進捗率といったものは太陽光では56%というもの。また、風力では19%、地熱では41%といったような状況になっているというものでございます。

続きまして、スライド28ページ目、そして29ページ目を両方見ていただければと思います。この2022年4月からFIT制度がよい導入されるということでございます。

29ページ目にFIT制度の施行に向けましたスケジュールということで、2022年4月の導入・施行に向けまして、この今年の2月にFIT制度の詳細取りまとめを行ったところでございまして、こうしたものを踏まえながら、現在、関係省令の整備や周知活動などを進めているところでございます。

また、次のスライドの30ページ目でございますが、まさにこの委員会でもご議論いただいておりますけれども、地域活用電源に関する制度の考え方ということで、左側でご説明いたしますが、小規模太陽光につきまして10～50kWにつきましては、自家消費型のFIT適用という形になってございます。具体的には少なくとも30%の自家消費などを実施することなどの要件を満たすということが求められているということでございます。

続きまして、スライドの32ページ目をご覧くださいと思います。送電網の増強というものでございます。マスタープランにつきましては、中間整理を本年5月に行ったところでございますが、先ほど申し上げました新しいエネルギーミックスなどをベースに、2022年度中をめどに完成を目指すといった形になってございます。その他の分散型エネルギーリソースの取り組みの方向性については33ページ目、また、系統運用の見直し、ノンファーム型接続の適用拡大などにつきましては、資料の34ページ目をご覧くださいと思います。

最後になりますが、資料の35ページ目、36ページ目につきましては、立地制約の解消に向けたハードルということで、さまざまな制度的な面の解消といったことも議論しております。こうした規制改革の観点からも取り組みを実施しているというものでございます。これはまさに関係省庁の皆さまの連携の中で実施をしているというものでございます。

続きまして、資料の2つ目のかたまりになります。今年度の調達価格等算定委員会の論点案をご説明させていただきます。資料につきましては、ページ数38ページ目をご覧ください。

先ほど申し上げました第6次エネルギー基本計画（案）などを踏まえた検討ということでございます。先ほど申し上げました3,360～3,530 億kWといったもの、その再エネ比率でいえば、36～38%を目指すということが掲げられている中で、こうした再エネの主力電源化

を徹底し、再エネ最優先の原則で取り組んでいくということでございますが、その中で国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すといったことでございます。これが基本的な方針ということでございます。

こうした中で、引き続き再エネのコスト低減・市場統合に向けては、国際水準と比較すると依然と高い状況にあるということでございますとか、また、ご説明申し上げましたが、再エネ賦課金が既に 2.7 兆円の水準に達しているということが見込まれている中にありまして、今後、国民負担を抑制しながら導入拡大と、この 2 つの側面を両立させていくといった必要があるということでございます。

そういう中で、他の電源と比較して競争力のある水準まで早くコストを低減させて、自立的に導入が進む状態を早期に実現していくといったこと、再エネの自立化に向けたステップとして電力市場への統合といったものを積極的に進めていくといったことも基本的な考え方として盛り込まれているところでございます。

こうしたエネルギー基本計画などの内容も踏まえますと、資料の中に書いてございますが、3 つ目の矢尻の①でございます。2050 年カーボンニュートラルや 2030 年度の温室効果ガス排出削減目標の実現に向けて、再エネの最大限の導入を進めていくということ。同時に、②番でございます。国民負担の増大や地域の安全等への懸念に対応するため、国民負担の抑制と地域との共生を図っていくことに留意しながら、調達価格／基準価格や入札制度などの在り方を検討すべきではないかというものでございます。

特に、現時点で設定されていない 2023 年度における F I P／F I T・入札対象となる区分や、その調達価格／基準価格、入札上限価格については一定の目安を示すことで、事業の予見可能性を高め、積極的な案件形成を促進していくのにもつながるということで、こうした観点で議論をしていくべきではないかといったことを挙げさせていただいてございます。

続きまして、資料 39 ページ目をご覧くださいますと、先ほどお示しいたしました F I T の調達価格などの推移でございますが、2022 年度のところに黒い点線が入ってございます。ここから右側のところでご議論いただくということでございます。そのうち、赤く点線でくくっているところ、例えば 2022 年度でいきますと、事業用太陽光の一定規模以上の入札制の観点、また、風力で申しますと入札制の議論といったところがございます。また、バイオマスについてもバイオマス液体燃料や一定規模以上の一般木材等についての入札制の話というところが 2022 年度に関してご議論いただく事項でございます。また、2023 年度、一部の電源によっては 2024 年度、この赤く斜線で塗っているところでございますが、こうしたところについては価格面を含めまして、ご議論をしていただくところというふうに考えているところでございます。

資料につきまして、各電源ごとについての論点案をご説明させていただきたいと思います。

資料につきましては、41 ページ目をご覧くださいてもよろしいでしょうか。まず、太陽光発電でございます。事業用太陽光発電の 2022 年度の入札制についてでございます。まず、

今年度からの入札制度変更の実績などを踏まえながらではございますけれども、競争性の確保を大前提として、さらなる導入拡大と継続的なコスト低減の両立を図るという観点から、どのような募集回数・募集容量や上限価格等の設定が適切か、的確かについてご議論いただければと思っております。

ちなみに、どのような制度見直しを昨年度ご議論いただいたかということで、すいません。行ったり来たりで大変恐縮でございますが、資料の 44 ページ目をご覧くださいと思います。資料の 44 ページ目の右側を見ていただきますと、今年度からの入札におきましては、まず、価格につきましては予見可能性を向上させるといった観点から、上限価格については公表するという形になってございます。また、参加機会の増加という観点から、これまで 2 回だったものを年間 4 回にするといったような見直しをして、今年度入札をしているという状況でございます。

すいません。資料を戻りまして、41 ページ目に戻っていただいてもよろしいでしょうか。先ほどの黒丸の 2 つ目の矢尻でございますけれども、F I P 制度がよいよ 2022 年度から開始いたします。この F I P 入札の実施指針について、具体的な設定が必要でございます。これまでの F I P 入札の実施指針なども参考にしながらご議論いただくのかなというふうに考えているところでございます。

続いて、次の黒丸でございます。事業用太陽光発電の 2023 年度の F I P / F I T ・入札の対象でございます。2023 年度の F I P / F I T ・入札の対象につきましては、昨年度のこの委員会でのご意見なども参考にしながら設定が必要だというふうに考えてございます。

具体的には、点線の中に書いてございますけれども、50 k W 以上の事業用太陽光につきましては、もちろん電源ごとの状況や事業環境を踏まえながらでございますが、F I P 制度の対象を徐々に拡大し、早期の自立を促すというふうにされているところでございます。

3 つ目の黒丸をご覧ください。入札対象外の事業用太陽光発電の 2023 年度の調達価格／基準価格についてでございます。昨年度と同様に、向こう 2 年間の入札対象範囲外の事業用太陽光発電の調達価格／基準価格を設定する場合には、より効率的な事業実施を促すという観点から、2023 年度の調達価格／基準価格をどのように設定するかということをご議論いただくことになるのではないかとこのように考えてございます。

また、2022 年度以降の小規模事業用太陽光、10～50 k W の地域活用要件についてでございます。地域との共生を図りながら再エネの最大限導入を促す観点や、地域活用電源の趣旨を踏まえてどう設定するかといったことがあろうかと思っております。

また、先ほど 2030 年に新築の 6 割に屋根置き太陽光の導入を目指すというふうに申し上げましたが、住宅用太陽光発電の 2023 年度の調達価格についてでございます。2023 年度の調達価格につきまして、先ほど申し上げた 2030 年度に新築の 6 割といった目標の実現に向けて、どのような価格設定をしていくのか。もちろん、足元の調達価格につきましては、既に家庭用電気料金以下の水準であるといったことを踏まえながら、どう設定していくのかといったことがご議論になろうかと思っております。

また、廃棄等費用の積み立てでございます。2022 年度までについては既に明確になっているわけでございますけれども、2023 年度の認定案件につきまして、提供される解体等積立基準額についてご議論いただくことが必要と考えているところでございます。なお、ご案内のとおりでございますが、廃棄の外積みの制度につきましては、2022 年度 7 月からいよいよ本格稼働という状況になっているということで、いよいよガイドラインにつきまして 9 月末に公表したところでございます。

資料につきまして、43 ページ目をご覧くださいと思います。これまでの太陽光の入札結果というものでございます。既にご案内のところでございますけれども、入札対象につきましては第 1 回から順次拡大をしてきているという状況でございます。第 4 回、第 5 回のときには 500 kW 以上まで広げ、また、第 6 回以降につきましては 250 kW 以上に広げているという状況でございます。

なお、先ほど申し上げましたとおり、第 8 回以降につきましては 250 kW 以上の入札でございますけれども、上限価格については事前公表という形になってきているというものでございます。既に今年度については 2 回を終えているという状況でございます。募集容量を上回る応札容量があったということでございます。また、上限価格を下回る価格での落札価格ということも確認されているところでございます。

こうした状況でございますけれども、資料につきましては資料の 47 ページ目をご覧くださいでもいいのでしょうか。事業用太陽光発電の年度別／規模別の F I T 認定・導入状況でございます。上の表が F I T 導入量、下の表が認定量というものでございます。2020 年度の事業用太陽光の F I T 導入量は 5,000MW でございまして、ここ数年の足元の推移とほぼ同様の分量であったということでございます。他方、下の表でございますけれども、認定量のほうを見ていただきますと、2020 年度におきます事業用太陽光発電の F I T 認定量は 890MW ということで、前年度の 2019 年度と比較いたしますと、4 割程度の容量になっているという状況でございます。一番下の、表の 2019 年度と 2020 年度におきます 10～50 kW の欄を見ていただきますと、2019 年度、10～50 kW につきましては 1,697 というところが、2020 年度におきましては 233 というふうになっているということが認定量を大きく減少した一つの理由になっているということでございます。これは自家消費要件をかけた影響というふうに考えられると思っております。

一方で、入札対象 250 kW 以上につきましては、順次入札対象をオレンジ色のように対象区分を広げてきているという状況でございますけれども、足元の状況でございますが、今年度の第 8 回、9 回、先ほど申し上げました、今年度は 2 回既に終わっていますが、既にこの落札容量につきましては 430MW ということで、2020 年度の認定量は 390MW となっておりまして、既に足元、2021 年度の 2 回分の落札容量が 2020 年度を超えているというところでございまして、入札改革の効果も、この表と先ほど申し上げました資料の 43 ページ目を合わせますと、見て取れるかと考えているところでございます。

続きまして、資料の 48 ページ目をご覧くださいと思います。電源ごとの論点②、風

力の関係でございます。風力発電につきまして、2023 年度のF I Pの対象となる区分等についての論点がございます。2023 年度のF I P対象となる区分などにつきましては、どのような設定をしていくのかということでございます。また、この風力発電を地域活用電源として支援していくことの是非でございますとか、支援する場合の地域活用要件についてどう設定するかといったことでございます。これも昨年のこの委員会での意見でも取りまとめられたところがございますけれども、こうした取りまとめを踏まえながら、今年度もご議論いただきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、2つ目の黒丸でございます。陸上風力発電の2022 年度以降の入札制についてでございます。まず、今年度の入札結果を踏まえる必要がございますけれども、2022 年度以降の年間募集容量について、競争性の確保などを大前提といたしまして、さらなる導入拡大と継続的なコスト低減の両立をしっかりと図っていくというところの観点からご議論をいただくというふうに思っているところでございます。

2つ目の矢尻でございますけれども、今年度の入札結果を踏まえながらというところは同じですが、2022 年度以降の入札対象範囲について、どう設定していくかということでございます。昨年の意見の中でも入札対象範囲については250kW以上を2021 年度から23 年度にわたり維持することを原則としつつ、今後の入札の結果を踏まえ、2022 年度以降の入札対象範囲については必要に応じて見直すというふうにされているところでございます。

また、最後の矢尻でございますけれども、昨年同様、向こう3年間、事業の予見可能性をしっかりとするという観点から、向こう3年間の上限価格を設定する場合において、2024 年度の上限価格について、より効率的な事業実施を促すために設定していくことが必要じゃないかといったことも論点になるのかなというふうに考えているところでございます。

次のページでございます。49 ページ目をご覧ください。風力が続いてございまして、着床式洋上風力発電の2023 年度取り扱いでございます。2023 年度以降の再エネ海域利用法適用外の着床式洋上風力発電の調達価格／基準価格についてでございます。どのように設定していくのかということでございます。

昨年度の意見につきましては、2023 年度以降については今後の着床式洋上風力、これは再エネ海域利用法適用対象の供給価格上限額の議論を踏まえながら、この委員会で検討することとしてはどうかというふうにされているところでございます。

最後の黒丸でございます。浮体式洋上風力発電の2024 年度取り扱いでございます。2024 年度の再エネ海域利用法適用外の浮体式洋上風力発電について、再エネ海域利用法適用案件が着床式・浮体式を問わず、洋上風力発電が入札制に移行していることなどを踏まえながら、どう取り扱うかというところが議論になるということでございます。

続きまして、最後になりますけれども、資料の53 ページ目をご覧ください。よろしいでしょうか。電源ごとの論点③というものでございます。まず、地熱発電・中小水力発電に関してでございます。地熱発電・中小水力発電につきまして、2023 年度以降の取り扱いでございます。2023 年度および2024 年度の調達価格／基準価格について、どのように設定し

ていくのかということでございます。特に中小水力発電において1,000kW以上3万kW未満については想定値の見直しなども含めて検討するというふうにされているところでございます。

参考まででございますけれども、資料の56ページ目を、少し先でございますが、ご覧いただいてもよろしいでしょうか。56ページ目でございますが、中小水力発電の規模別コストデータ・認定量／導入量でございます。これは昨年もお議論いただいた資料の復習になって恐縮でございますが、左下でございます。新設の各規模中央値といったものを見ていただきますと、特に1,000～5,000kWのところを見ていただきますと、調達価格27円というのに対しまして、平均値14.3、中央値11.9。または右側の調達価格20円、これは5,000～30,000kWのところでございますが、調達価格20円に比して平均値8.2、中央値7.5ということでございます。

もちろん上のばらつきは、実際のプロットしております、赤い点でございますけれども、非常にばらつきはあるということでございますが、改めて見ると、このような想定値についてのばらつきが、隙間があるといったことを見て取れるということでございます。こうしたことも含めた検討といったことがあるということが昨年まとまっているところでございます。

資料を戻っていただきまして、53ページ目でございます。先ほどの2つ目の矢尻でございますが、2024年度のFIPの対象となる区分などにつきましても、地熱発電や中小水力発電につきましては、ベースロード電源であり出力が安定していることから、FIP制度により早期に電力市場に統合していくことが適切と考える中で、どう設定していくのかといった議論があるところでございます。

続きまして、バイオマス発電でございます。バイオマス発電の2023年度以降の取り扱いでございます。2023年度の調達価格／基準価格につきましても、昨年のこの委員会での議論等を踏まえながら、どう設定していくのかと。先ほど申し上げました中小水力のところと同じような論点としては、メタン発酵バイオガス発電といったところで、同じように想定値について区分の細分化も含めた検討が必要ではないかといったことがご議論されてございます。関係する資料は、説明は申し上げませんが、資料といたしましては58ページのデータなどもご覧いただければというふうに思っております。

資料は、続きまして2つ目の矢尻でございます。2023年度のFIPの対象となる区分について、バイオマス発電の続きでございますけれども、2023年度以降、早期に1,000kW以上にFIP制度のみ認めることを目指すことを踏まえ、2023年度以降の取り扱いについてはFIP制度施行に向けた各動向などを踏まえつつ、今年の委員会で決定するというものになってございますので、こうしたFIP制度の対象についても今年度ご議論いただければというふうに考えてございます。

最後になりますけれども、バイオマス発電の2022年度の取り扱いということでございます。2022年度の入札対象とされている10,000kW以上の一般木材、そして全ての規模のバ

バイオマス液体燃料につきまして、募集容量や上限価格をどう設定するのかといったことをございます。

また、バイオマス持続可能性ワーキングでも議論しておりますけれども、食料競合やライフサイクルGHG、第三者認証スキームなどについて、専門的な技術的な議論をしているところをございます。こうした議論を踏まえて、新規燃料の取り扱いなどについても検討すべきではないかといった論点が挙がっているところをございます。

以上、すいません。長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。

○高村委員長

ありがとうございます。ただ今ご説明をいただきました資料の1をご覧くださいながらですけれども、本日の委員会では今年度の委員会ではどのような論点について中心的に議論を進めていくのか。特に議論が必要だという論点などについて、本日特に議論をいただきたいと思います。

それでは、事務局資料の2ポツと書いていいんでしょうか。今年度の調達価格等算定委員会の論点案について、これはスライドの38枚目以降にあるかと思います。総論から始まって太陽光、これはスライドの41枚目。風力発電がたぶん48～49辺りだったと思うんですけれども、そして先ほど見ていただいているスライドの53枚目が地熱、中小水力、バイオマス発電ということで、事務局から総論プラス電源ごとに特に論点となる点について案を出していただいております。この辺りを中心に議論いただければと思います。

それでは、ご意見、ご質問があります委員の皆さまには、スカイプのコメント欄にお名前と発言のご希望の旨を入力していただければというふうに思います。もう慣れてらっしゃると思いますが、もし何かトラブル、不明点等ありましたら、事務局にご連絡をいただければと思います。

それではいかがでしょうか。全体の論点に関わりますので、全ての委員にご発言をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

手が挙がらないようですと、前委員長の山内先生はご指名をされておりましたので、委員の皆さま、ご指名させていただこうかと思いますが、よろしいでしょうか。あまり工夫がありませんけれども、あいうえお順で、秋元委員いかがでしょうか。

○秋元委員

はい。

○高村委員長

申し訳ありません。

○秋元委員

いえ、秋元ですが。膨大な資料をご説明いただきまして、ありがとうございます。今年度からこの調達価格等算定委員会の委員を務めさせていただいていますので、不勉強なところもあるかもしれませんが、非常に包括的に話いただき、勉強になりました。

まず、全体像ということから申し上げますと、言うまでもございせんし、この資料でも

そうということが書かれていたというふうに思いますが、非常に高い目標を、今般この 2030 年に向けて、再エネの目標を掲げたということだと思いますが、一方で、これまでの F I T によって、非常に大きな国民負担が生じていると。2.7 兆円にも、負担額という意味では、なっているということだと思いますので、いかに再エネのコスト上昇を抑えて、そして全体の電力コストを抑えながら、一方で再エネを大幅に導入していくのかという、この非常に難しいバランスを取るということが求められているというふうに思います。

それをいろいろな、この委員会が決めるというその数値とか、F I T の調達価格そのものもありますし、どういった区分で調達するのかというようなことを工夫しながら、なるべくコストを抑えるような誘因になるような形を考えていきたいということで、おそらく事務局も、この委員会の委員も、そこは共通的な理解なんではないかなというふうに思いますし、私もそういう視点の下で、いろいろ考えていきたいなというふうに思うところでございます。

そういう面で行きますと、今申し上げた点が多分 41 ページ目の一番上の辺りにも書いてあって、「競争性の確保を大前提として、更なる導入拡大と継続的なコスト低減の両立を図る」と。そのためにどういう募集回数・募集容量、そして上限価格の設定が適切かということだと思いますが、まさにそういうことを考えていきたいなというところでございます。

あとは、その後で行きますと、少しあったのが 47 ページ目で、これまでの動きということですが、制度の要件の部分での区分を変えると、そこを回避するような行動が見られるというのは、これは当然そういうことは起きると思いますので、それも踏まえながら、今後どういう区分の仕方を取っていくのかということを考えていきたいなというふうに思った次第でございます。

風力の部分でいくと、F I P への移行という部分をどういうふうに考えていくのかというところに関しては、今年度、すぐなのかどうか分かりませんが、ぜひ、なるべく競争的になって、市場連動型に全部がなっていくということは本来望ましい姿だと思いますので、その辺りを考えていきたいなというふうに思った次第でございます。

すみません、いったんここで切らせていただいて、また追加があれば、もう一度発言させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○高村委員長

ありがとうございます。またもし何かありましたら、追加でご発言ください。

それではすみません、安藤委員、いかがでしょうか。

○安藤委員

安藤です。よろしくお願いします。38 ページ以降、今年度の論点案について、まずは全体像を最初にお示しいただき、ありがとうございます。また丁寧な解説をいただき、理解が深まったものと思っています。39 ページ目のこの表に、今後の話が一通りまとまっているというふうに理解しております。

ここで網掛けがあるところ、斜線が引いてあるところが主な重要なポイントだと思うん

ですが、2022 年度から 2023 年度、そして 2024 年度以降と、今後の大きな流れを前提として、全体を考えながら、価格を含め制度設計をしていることが重要かとお話を聞いておりました。

また、もちろん各年度ごとに決めていくというのは、最初から全部決めてしまうんだったら、それでいいわけですが、そうではなく、社会情勢であったり、社会の変化なども踏まえながら、毎年毎年この数字を決めていくということも同時に必要だということも理解しております。

また、この後の資料にもありますとおり、昨年度までの意見を踏まえつつ、というところも重要だというふうに認識しております。具体的に個々の電源ごとに検討していくというのは、これからの課題、これから行われることだとは理解しておりますが、この全体像をお示しいただいていることの趣旨を踏まえつつ、議論に参加していけたらと思っております。

取りあえず以上です。

○高村委員長

ありがとうございます。それでは大石委員、いかがでしょうか。

○大石委員

ありがとうございます。今回のご説明をお聞きして、今後の検討について気になっておりますことを何点かお話しさせていただきます。

まず、全体として、38 ページの今年度の本委員会の主な論点というところでは、昨年度を踏まえて進めていく、ということは確かにその通りだと思いますが、昨年の 10 月の菅首相のカーボンニュートラル宣言、それから、それに基づく今回のエネ基の 2030 年の目標の数値、これを考えますと、今年度の調達価格算定委員会で議論する内容については、これまでよりさらに社会に与える影響が大きいことを痛感しているところです。

特に、この 38 ページにも書いてありますように、国民の負担の増大をなるべく抑えるということ、これももちろん重要ですが、それと同時に、再エネ目標値に向けてできるだけ量を増やしていく必要があると思っております。確かに地域の安全性に関する懸念事項も多々挙がっており、今後の再エネの普及を阻害しないためにも需要課題だと思っておりますが、もう一つ、国民負担である賦課金について、国民が納得し共感できるよう、いかに適切にといいますか適正に使われているか検証し示して、理解を得られる制度であることが重要と思っております。そういう意味では、この算定委員会だけでは収まらない大きな課題ではありますが、やはりここを基本として進めなければいけないということを切実に感じているところです。

加えまして、一つ一つの電源で、今後の方向性が示されておりましたが、まず太陽光につきましては、今のご説明の 44 ページにありましたが、昨年度の制度の変更点について、これが今後の太陽光の価格、入札量、ひいては普及にどのように影響してくるかについて、注意深く見つつ今後の検討を進めなければならないと思った次第です。

今後は風力に力を入れて増やしていくことを計画していますが、今、喫緊で日本で増やせ

る再エネは、太陽光になってしまうわけですから、増やしていく、それを持続していく必要性がある中で、先ほどの意見にもつながるのですが、太陽光の制度について、いかに公平公正で国民が納得いく制度にしていくかということが大変重要だと思っているところです。

それから、風力についてですが、今後、大型のものがどんどん増えていくという希望はあるのですが、一方、陸上風力について、今後の動向について、価格の設定も含めて、今年度もしっかりと見ていかなければいけないなと思っております。

それから地熱、中小水力についてですが、これらはリードタイムが長くなかなか進みにくいものではありませんけれども、そうは言いつつ、地域活性と関連付けて進めていけるのではないかと思っております。地熱ですとか、中小水力というのも、地域と共に一步一步進めていくための制度設計の在り方を考えていくことが重要であると感じております。

それから最後、バイオマスについてですが、こちらにつきましてはご説明の中にもありましたように、持続可能性ワーキングが既に動いているということで、この内容について大変期待しているところです。ただし、新規の燃料だけを検討するのではなく、既に認定されたものについても、ここに来て、いろいろな問題をはらんでいることが明らかになったと聞いております。これはバイオマスだけに限ったことではなく再エネ全般について言えることですが、テレビ番組などでも取り上げておりましたように、国民に理解され納得していただく制度であって初めて国民負担というのも成り立つのだと思っております。ということで、話が逸れましたが、このバイオマスの持続可能性ワーキングについては、新規のものだけではなく、既存のものについても見直しということを早急に進めていただきたいと思っている次第です。

雑ぱくですけれども、以上、今後の検討についての意見でございます。

○高村委員長

ありがとうございます。それでは松村委員、いかがでしょうか。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○高村委員長

はい、聞こえております。

○松村委員

まずスライド 38 の総論のところですが、この総論では正しく書かれているのですが、第 6 次エネルギー基本計画で数字が積み上げられて書かれているものというのは基本的に 2030 年度だとしても、大前提として 2050 年カーボンニュートラルというのがあり、そこから 30 年にはどうなればいけないのかという、そういう議論になっていたはずです。

もちろん 2030 年度の数字というのはとても重要な数字ではあるけれど、本来は、これは 2050 年カーボンニュートラルを目指すというところがより大きな目標としてあるはずで、2030 年度の数字というものの帳尻を合わせるために、国民が力尽きてしまって、高コストで力尽きてしまって、2050 年にむしろ遠くなってしまうなどということをすべきではなく、

2050 年の着実な歩みとしてこういう数字が出てきているんだということを私たちはちゃんと認識しなければいけない。

最終的には、2030 年に帳尻を合わせるということではなく、最終的にはカーボンニュートラルな社会を目指していくんだということは決して忘れてはならないと思います。そうだとすれば、2050 年には、今 F I T で支えているもの、これから F I P で支えていくものも、多くのものというのは卒業していてももらわないと困るというようなことも十分見据えた議論というのにならなければいけないと思います。

2030 年度の数字がこういうふうになり、それを達成するためには、今まで以上に高い買取価格、あるいは厚いサポートというのを当然してもらえんだというふうに思われると困ってしまう。これだけの高い数字を、非常に高い買取価格、非常に厚いサポートというので達成したら、国民負担がどこまで膨らむか分からない。そうではなくて、このような数値が挙げられるぐらい、十分効率的な供給能力ならば、再エネの主力電源化というのにふさわしい姿になるはずだということが前提で、こういう数値が出てきたんだということは、私たちは再認識しなければいけないと思います。

足下で、そうはいっても足踏みしているじゃないか。だから場当たりのにまた買取価格を上げましょうとかというように、そんな議論にならないこと、要件を緩めましょうとかというように議論にならないように、長期を見据えて、効率的な、合理的な制度設計というのを着実にしていくべきだというふうに思います。

次に、各エネルギーに関してなんですが、まず電源共通、総論というのではないのだけれど、電源共通にイえることで、前の委員会からもずっと同じことを言い続けていて申し訳ないんですが、何か容量というので区切りをつける、250 以上は入札だ、それ以下は入札が免除されるとか、そういうようなところを定めると弊害が起こりがちだということは、今まででも十分認識していたし、これからも今までどおり、ちゃんと認識する必要があるかと思います。

そのときに、本来なら 260 でつくるのが合理的な施設であるのにもかかわらず、250 未満にしたいということで、無理やり容量を 240 に下げるだとか、あるいは 130 ずつに分割するだとかというようなことが横行するということになると、非常に非効率的で、最終的に国民負担というのを増やすような結果というのをもたらしかねない。

しかし一方で、むやみに今まで決めてきたものというのを拡大するということをする、今度は事務コストが膨大になるだとか、制度が回らなくなるだとかという、そういういろんな問題というのがある。だから、区分というのはされているということなのですが。

そのときに、そのような弊害というのを防ぐことができるのは、例えば 250 以上というのと以下というので分けたとしても、今度 250 以下になったら仮に入札が回避できたとしても、買取価格というの回避できるということを考慮して低くするというようなことをすれば、さっき言ったようなむちゃな分割、むちゃな小規模化というようなことは起きにくくなるということになると思います。

価格の設定というのを今後していくときに、その区分というもののコスト構造を考えることも重要ですが、そのような非効率的なことの制度の逸脱というのを起きにくくするような価格の設定、制度の設計ということを十分考えていかなければいけないと思いました。

太陽光については、かなりの点が卒業というのが見えてきているというようなことで、2050年には少なくとも完全に卒業できるということはもうほぼ見込みは立っていると思いますが、他の電源というのは必ずしもそういう状況にはなっていない。そこで、最終的にどうするのかというようなことを考えなければいけない。特に私はバイオには非常に期待しているのですが、調整力だとかというような、市場への統合というのは、そういうようなところにもうまくアクセスできるようになって卒業していったほしいということを考える必要があるんだろうと思います。

その上で、国が支えるという電源であるとするならば、本当に恥ずかしくないものというのを支えなければいけない。それはバイオの場合には、原理的には、石炭よりもっと二酸化炭素を排出するなんていうような可能性すらあるというわけで、それをいろんな形で支えていくということをしたとすると、国際的な信認というのも失うと思いますから、この点についても、先ほど大石委員がご指摘になったような、別の委員会ということになると思いますが、その制度の進展というのも期待しております。以上です。

○高村委員長

ありがとうございます。委員からの2回目のご発言ご希望があれば取りたいと思いますけれども、私からも発言をさせていただこうかと思えます。

ほとんど他の委員からご指摘があったことと重なってまいります、スライドの38にありますように、2050年カーボンニュートラルで、30年の温室効果ガス排出削減目標、そしてそれと呼応した第6次エネルギー基本計画と長期需給見通しの案が今できているわけですが、再生可能エネルギーを30年、さらにそれを超えてコスト低減をした低炭素・脱炭素の電源としてさらに増やしていかなきゃいけないということが、この間の大きな政策の方向性として打ち出されていると思っております。

そういう意味では、再生可能エネルギーをどういうふうを増やしていくかという点で、国民負担の抑制はもちろんのことですけれども、これまでとかなりギアを変えて、ギアを変えるというのは、買取価格を上げるということではなくて、どうやって本当に増やすための政策を動員できるかということを、この委員会だけでないわけですが、考えないといけないという課題をいただいているというふうに思っております。

これはエネルギー政策としてももちろんですが、この間、再エネのコストを下げたい、あるいは再エネの入手可能性を、より容易に入手ができるようにしてほしいという声は、特にものづくり企業さんをはじめとした、まさに事業会社から産業競争力上の問題として、製品のライフサイクル、あるいは企業のサプライチェーン全体の排出量の削減が要請をされているということから、強く要望がされているというふうに理解をしています。

したがって、当面、コストを下げながら最大限導入をするという政策を取りつつ、さらに

30 年を超えて、さらに拡大をしていくという仕込みをしっかりとっていくというのが当面の課題ではないかと思います。これは、この委員会だけでない、全体としての課題ということかと思っています。

そのときに、コスト低減、これは大量に導入することでコストが下げられるわけですが、同時にこの間の私たちの経験はコスト低減のさまざまな障壁、特に既存の制度をうまく変えていくということが、対応していくということが必要だということを学んできていると思います。あわせて、今回も予見可能性ということを書いておりますが、この間、実際に事業を組成して、そこにファイナンスを付けていくためにも、そのような予見可能性をどういうふうに高めていくか。繰り返しになりますが、高い買取価格でリスクヘッジをしていた段階から、買取価格が相対的に下がってきた中では、なおさらこうした制度的な障壁というのを意識的に解消していかないといけないんだろうと思っております。

具体的な論点のところでは、私は大きくは2点、大事だなと思っております。基本的には事務局に提示いただいた論点に全く異論はないんですけれども、これから議論すべき論点として、1点目は今少し長々と申し上げたところに関わって、コストが相対的には下がってきた太陽光を、国民負担を抑制しながら、2020 年度は残念ながら認定量がほぼ底を打って、1.5 ギガといったような水準になっていたのを、30 年、あるいはそれを超えた再エネ拡大のために、どういうふうに拡大していくか。太陽光をどのようにうまく拡大していくかということを、この委員会だけでありませんけれども、考える必要があると思います。

この委員会と特に関わるところでいくと、今回 2021 年度入札が好調に推移しているのは大変朗報なんですけど、他方で 2020 年度にコロナの影響があったとはいえ、落ちている認定量、導入量をどうやって上向きにしていくかということを少し考える必要があるのではないかと。買取制度の運用も、そうした大きな政策のピクチャーの中で議論を決めていかないといけないんじゃないかと思っています。

それで事務局にぜひ、一つの例としてご検討いただきたいと思いますのは、この間、さまざまな資料を見ても、それから積み上げられた再エネの導入ポテンシャルを拝見してもですけれども、特に住宅建築物の屋根置き、これは買取制度によるものもよらないものもあると思いますけれども、こちらは非常に大きなポテンシャルがあるというふうに思っております。この辺りの市場動向、まさに買取制度によらないで導入が進むための方策、あるいはそれを当面、買取制度で支えて、フライさせていく、そういう制度の課題、設計なり戦略というものを議論できるといいんじゃないかなというのが1点目です。

それから2つ目は、今日も資料を出していただいているんですけれども、バイオマス、例えばメタン発酵バイオガスですとか、あるいは中小水力の一部、例えば既設水路活用型など、コストが全体から見ても低く推移しているものがあるかと思っています。そういう意味では、コストの構造も少し丁寧に見て、買取制度、買取価格の議論をしていってもよいのではないかと。というふうに思っております。以上が私の意見でございます。

それでは、私が無理やりあいいうえお順で振ってしまいましたけれども、委員の先生方から

追加で2回目のご発言ご希望がございましたら、チャットでお知らせいただけたらと思います。

一度、事務局のところにお戻りして、それを受けて委員の先生方から2回目のご発言を伺いましょうか。

○能村課長

よろしいですか。事務局でございます。

○高村委員長

お願いいたします。

○能村課長

ありがとうございます。各委員からいろんなご指摘をいただきまして、ありがとうございます。最後にご指摘いただきました委員長からのご指摘のところからコメントを。事務局としてなんですが、確かに住宅につきましては、導入量の中でも、事業用太陽光と比較しますと、その可能性というところはまだ、そういう意味でいうと、可能性の割にまだ顕在化する余地が多いのではないかとということでございます。

申し上げましたが、2030年に新築の6割というところの目標もそうでございますけれども、新築の屋根置き太陽光について、足下の市場動向、特に例えば私どもがこの6割といった目標を国交省さんと各省庁とご議論差し上げたときにも、さまざまな住宅のタイプによって、むしろその地域によって住宅太陽光の導入状況は違うといったことも確認できておりますので、そういう市場の構造動向といったものを見ながら、しっかりと検討していく必要があるというふうにもわれわれも考えているところでございます。必要な材料についてはまた事務局のほうで準備をしていきたいと思っております。

またバイオマス、メタン発酵ですとか、中小水力などについてのコストの推移などについても、また事業者のヒアリングなどもございますので、そういったところも踏まえながら、実態についてよく踏まえた、最新動向などを踏まえた上で、議論を進めていければというふうに考えているところでございます。

また、その他の各委員の皆さま方から、それぞれ今後の検討すべき方向性について、コメントをいただいておりますが、そうしたご指摘を踏まえながら、事務局のほうで準備をしっかりと進めていければというふうに思っております。以上でございます。

○高村委員長

ありがとうございます。委員の先生方から追加で、私が無茶ぶりしたので、反省しながらですけれども、追加でご発言ご希望の委員の先生、いらっしゃいましたら遠慮なくご発言ご希望いただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございます。もう一回最後にご発言ご希望を伺おうと思っておりますけれども、今日、事務局からご提示をいただいた論点について、大きくこれは違うというような、そういうご意見はなかったかというふうに思っております。したがって、今年度の委員会の主な論点として、この事務局の論点に従って、今後、議論を進めてまいりたいと思いま

す。

これは総論のところにも書いてくださっておりますけれども、本年度、この2021年度の委員会というのは、新しいフェーズといいましょうか、2050年カーボンニュートラル、30年の温室効果ガス排出削減目標、再エネの最大限導入を進めていく、これは事務局の資料にも、38ページでしょうか、ありました。同時に、しかし国民負担の抑制と、特に地域との共生をしっかりと図っていくということを改めて留意事項として事務局からも挙げてくださっていると思います。この点についても、複数の委員から、それぞれ重要であるというご意見をいただいたというふうに思っております。

したがって、こうした留意事項を念頭に置きながら、この委員会で調達価格、あるいはFIPの場合、基準価格、あるいは入札制度の在り方等々を検討していきたいと思っております。

各電源に関しまして、いろいろご意見をいただきました。これも事務局からかなり具体的に検討すべき事項を挙げていただいておりますけれども、簡単に概括だけ申し上げますと、太陽光についていいますと、2022年度の入札の募集容量ですとか上限価格など、それから2023年度のFIP、FIT、あるいは入札の対象をどうするか。当然それに呼応して、それぞれの調達価格あるいは基準価格、あるいは供給上限価格等々をどう考えるかという課題が、論点がございます。

風力も同じように、2022年度の入札についての募集容量、入札対象、それから2023年度のFIP対象をどうするか等々の検討が必要ということでもあります。地熱、中小水力、バイオマスについては、22年度まではもう既に決まっているわけでありまして、23年度、24年度の調達価格等々、基準価格等、これをどういうふうにしていくかといった具体的な価格の算定、あるいは価格の考え方を決めていくということになるかと思っております。

以上、もちろんこれに伴って、バイオマスの今後の在り方ですとか、あるいは太陽光の在り方、大きな政策の中で、どういうふう買取制度を運用していくかという観点からご意見をいただいたと思います。これらは今後の議論の中で、ぜひそれぞれの論点を深めていければというふうに思います。

改めて先生方から全体を通してご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

3. 閉会

○高村委員長

本日、今年度初めての会合でございましたけれども、ある意味では、大きな全体を見通した議論として、それぞれの先生方の率直なご意見をいただきまして、ありがとうございます。本日いただいたご指摘事項も踏まえて、今年度の委員会での審議を進めていければというふうに思います。

また、恒例でございますけれども、今年度の委員会でも、各電源ごとの論点の議論に入る前に、業界団体の方から各電源に関しての実態、あるいは先ほど市場動向といった話もしましたけれども、あるいはあるべき方策などについて、広くご意見などをいただくということは有効ではないかというふうに考えております。したがって、次回の委員会では、こうした形でのヒアリングを開催していただきたいということで、事務局に準備をお願いしております。

それでは最後に、事務局から次回開催についてお願いできますでしょうか。

○能村課長

ありがとうございます。次回の日程でございますが、10月下旬ぐらいの開催をめどにしてございます。また日程が近づきましたら、経済産業省ホームページなどによりましてお知らせをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○高村委員長

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、本日の第70回調達価格等算定委員会を閉会したいと思います。お忙しいところ、どうもありがとうございました。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365